

案件名：もと波除老人憩の家石綿含有調査（分析調査）業務委託

質 問			回 答
048-001	1	仕様書に「保護衣を着用し作業すること」とありますが、タイベック着用の必要はありますか。 それとも通常の作業服で問題ないでしょうか。	厚生労働省の石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルには「湿潤化や保護具の着用等が必要であるが、特に吹付け材など飛散性の高いものについては、試料採取時に粉じんを飛散させないように、霧吹きなどを用いて常に湿潤させながら実施するとともに、採取者が粉じんを吸入しないように防じんマスク、手袋を装着し、表面が滑らかでポケットのない保護衣（JIS T 8115の浮遊固体粉じん防護用密閉服タイプ5または同等品）を着用することが必要である。」とありますので、このマニュアルに基づいた保護衣を着用してください。
	2	採取は1建材につき3箇所から行いますが、分析はそれを別々に分析し、結果を報告する必要はありますか。	1 建材につき3箇所から採取した試料は、それぞれ別に分析して、その結果を1検体として報告してください。3箇所のうち1箇所でも石綿含有となれば、その検体は石綿含有と報告してください。なお、1 建材につき3箇所から採取する試料は、事前調査において同一の建材と判定していますが、万が一、3箇所から採取した試料で異なる建材であると判断された場合、その分析結果は別検体として報告してください。

以上